

令和2年9月（第9回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年9月10日(木)午後2時00分～

2. 開催場所 JAかみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員(14名)

1番	荒川 忠一(筆頭代理)	2番	齊藤 保(次席代理)
3番	内田 一正	4番	松野 隆
5番	富嶋 雄治	6番	渡邊 久則
7番	松本 功	8番	上村 直嗣
9番	中村 光博	10番	中川 恭一
11番	渡邊 義幸	12番	坂田 俊明
13番	坂田 成喜	14番	岩村 久雄(会長)

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための許可申請について
日程第7	議案第3号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第8	議案第4号 農用地利用集積計画(農業委員会分)について
日程第9	議案第5号 農用地利用集積計画(中間管理機構分)について
日程第10	議案第6号 農用地利用分配計画(案)(中間管理機構分)について
日程第11	議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて
日程第12	令和2年(2020年) 第10回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

農地係長	澤田 洋子	主 査	奥村 敬介
主 事	上村 洸二		

6. 会議の概要

(農地係長)

只今より、令和2年第9回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、農業委員14名全員出席でございますので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。2番齊藤保委員、12番坂田俊明委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

土地所有者の転用の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、賃借権設定の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、使用貸借権設定の部が2件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約についてご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

まず、賃貸借の部5件でございます。

何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、使用貸借の部8件でございます。

何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の使用貸借権の合意解約の報告とします。

次に、農地中間管理事業の解約でございます。

何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は農地中間管理事業の解約の報告とします。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届についてご報告申し上げます。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届出の報告とします。

次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利
移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

それでは、番号1番につきましては、11番渡邊義幸委員に調査をいただい
ております。

補足説明をお願いします。

(11番委員)

調査報告いたします。

8月31日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では耕

うん機、トラクター等を所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は水稻、栗ですが、申請地にはいちごと南瓜を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数52年、年間150日、妻が経験年数40年、年間100日、息子が経験年数30年、年間100日となっております。

取得後の農地の面積については、10,827㎡で問題ないと思います。

地域との調和につきましては、取得地周辺の農地を元々保有されておりますし、本人にも聞き取りを行いましたので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について渡邊義幸委員より補足説明を頂きました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

続きまして、日程第6 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

土地所有者の転用の部ですが、番号1番につきましては4番松野隆委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(4番委員)

9月8日に宮本推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。
今回の申請は、申請者が貸駐車場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第3種農地であり、転用の見込みはあると思われま。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

本申請地は以前から通行車両の駐車場として使用されていたため、今回、始末書を添付し、今後は農地法を遵守するとのことです。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について松野隆委員より補足説明を頂きました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては5番富嶋雄治委員に調査を頂いております。
補足説明をお願いいたします。

(5番委員)

9月4日に上田推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が駐車場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、申請者の相互関連施設に隣接しているため、転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

本申請地は以前から駐車場として使用されていたため、今回、始末書を添付し、今後は農地法を遵守することです。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号2番について富嶋雄治委員より補足説明を頂きました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号3番につきましては8番上村直嗣委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(8番委員)

9月4日に富永推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が貸駐車場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第3種農地であり、転用の見込みはあると思われま

続きまして、一般基準について申し上げます。
資力、信用については、特に問題ありません。
許可後は速やかに工事に着工するそうです。
規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。
周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。
以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号3番について上村直嗣委員より補足説明を頂きました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に日程第7 議案第3号農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号を説明》

(議長)

ただいま、議案第3号につきましてご説明いたしました。

転用のための賃借権設定の部ですが、番号1番につきましては4番松野隆委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(4番委員)

9月8日に宮本推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が自動車整備工場を建設する案件でございます。
転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、周辺に適当な土地がないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

本申請地は以前から資材置場などに使用されていたため、今回、始末書を添付し、今後は農地法を遵守するとのことです。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思

います。周囲の農地に及ぼす影響もないと考え

ます。以上です。委員の皆様のご審議宜しくお願

(議長)

只今、番号1番について松野隆委員より補足説明を頂きました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませ

んでしょうか。よろしゅうござい

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしている

ので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいた

します。次に、転用のための使用貸借権設定の部

(12番委員)

9月3日に坂上推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告

します。今回の申請は、申請者が地区集会所を整備する案件

でございます。転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第3種農地であり、転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

本申請地は以前から宅地として使用されていたため、今回、始末書を添付し、今後は農地法を遵守するとのことです。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲に農地もありません。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について坂田俊明委員より補足説明を頂きました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げます。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案

件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件を権利の種類毎にご審議いただきたいと思います。

まず、番号28番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、番号28番についてご審議をお願いいたします。
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

では関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、番号30番につきましても議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、番号30番についてご審議をお願いいたします。
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)
はい

(議長)
それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)
全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。
では関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)
次に、番号４７番につきましても議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)
それでは、番号４７番についてご審議をお願いいたします。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)
はい

(議長)
それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)
全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基

本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

では関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、番号54番から番号56番につきましても議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、番号54番から番号56番についてご審議をお願いいたします。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

では関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、番号61番につきましても議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、番号61番についてご審議をお願いいたします。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

では関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部でございますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思えます。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますの

で、原案のとおり決定いたします。
次に使用貸借権設定の部でございます。
本件につきましてのご意見、ご質疑等がございますか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)
はい

(議長)
それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)
全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。
次に、日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。
事務局より説明を求めます。

(事務局)
《議案第5号説明》

(議長)
只今、議案第5号について説明を申し上げました。
まず、賃借権設定の部でございますが、番号2番につきまして議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)
それでは、番号2番についてご審議をお願いいたします。
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)
はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

では関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部の番号1番についてでございます。
本件についてのご意見、ご質疑等はございませんか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に所有権移転の部でございますが、番号2番につきまして議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、番号2番につきまして7番松本功委員に調査を頂いております。
補足説明をお願いします。

(7番委員)

報告いたします。

8月19日に譲受人と熊本県農業公社、岩村会長、野田推進委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと農地売買の「あっせん会議」をいたしましたのでご報告いたします。

譲受人は、水稻及び大麦若葉を中心に農業経営を行っており、耕作面積は約11町で、益城町の認定農業者でもあります。

今回の申請地の周辺に、譲受人が耕作する農地があることから、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の1町6反以上耕作されているので、問題はないと思われます。

委員のみなさまのご審議をお願いします。

(議長)

只今、番号2番について松本功委員より補足説明を頂きました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

では関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に所有権移転の部 番号1番については4番松野隆委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いします。

(4番委員)

報告いたします。

8月19日に譲受人と熊本県農業公社、岩村会長、内田一正委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと農地売買の「あっせん会議」をいたしましたのでご報告いたします。

譲受人は、水稻及び西瓜を中心に農業経営を行っており、耕作面積は約3町6反で、益城町の認定農業者でもあります。

今回の申請地は、譲受人の耕作する農地の隣接地ということもあり、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の1町6反以上耕作されているので、問題はないと思われまます。

委員のみなさまのご審議をお願いします。

(議長)

只今、番号1番について松野隆委員より補足説明を頂きました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に番号3番につきましては、13番坂田成喜委員に調査を頂いております。補足説明をお願いします。

(13番委員)

報告いたします。

8月19日に譲受人と熊本県農業公社、岩村会長、野田推進委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと農地売買の「あっせん会議」が行われましたのでご報告いたします。

譲受人は、水稻を中心に農業経営を行っており、耕作面積は1町8反となっております。今回の申請地は、譲受人が耕作していた農地及びその隣接地で、この度、公社の「あっせん」で購入されることになったものであります。

譲受人の耕作面積は、今回の買い入れも含めると約2町1反あり、益城町のあっせん基準面積の1町6反もクリアされているので、問題はないと思われま

す。
委員のみなさまのご審議をお願いします。

(議長)

只今、番号3番について坂田成喜委員より補足説明を頂きました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第6号説明》

(議長)

只今、議案第6号について説明を申し上げました。

番号2番につきまして参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、番号2番についてご審議をお願いいたします。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本件につきましては原案のとおり決定
いたします。
では関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、番号1番についてございます。
本件についてのご意見、ご質疑等はございませんか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本件につきましては原案のとおり決定
いたします

続きまして、日程第11 議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ
について議案といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第7号説明》

(議長)

只今、議案第7号について説明を申し上げました。
本件についてのご意見、ご質疑等はございませんか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本件につきましては原案のとおり決定いたします。

次に、日程第12 令和2年第10回委員会の日時について申し上げます。
次回は10月12日、午後2時よりJA かみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を荒川筆頭代理をお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員